

2020年度③

刑法

(全 3 ページ)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I 次の【事例】を読み、甲及び乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい(特別法違反の点は除く)。

【事例】

- (1) 甲は、乙から「A子がVから強姦されたのでヤキを入れに行くから一緒に来い」という連絡を受けた。甲はすでにAから同様の話を聞いていたので、迎えに来た乙らと同行して協力することとした。車内では、Vを制裁目的で暴行し、その後うまくいけば慰謝料を支払わせるという話になった。その間に仲間のBがVをX公園に呼び出すことに成功し、甲・乙らはX公園に向かった。
- (2) VがX公園に到着したところ、甲、乙らはV車に近づき、Vを車外に引きずり出して、乙がVの顔面を数回手拳で殴打し、甲も乙とともにVの顔面、頭部を足蹴にし、その頭部を手拳で殴打するなどの暴行を加えた。Vはこの暴行により顔面や頭部に傷を負い、抵抗できない状態になった。
- (3) 甲・乙の暴行が一段落したところで、甲は「俺が話をする」と言ってVを少し離れた場所に連れていき「大丈夫か」などと声をかけて話を始めた。その様子を見ていた乙は、甲がVと勝手に話を始めたのを見て激怒し「おまえ、なにやってんだ」と怒鳴りつけた。甲はそれに対して「まっとけや!」などと言い返したところ、それを聞いた乙はさらに興奮して、いきなり甲の顔面を殴りつけた。甲は乙に殴られて転倒し、気を失った。
- (4) 乙は、Vにはほかに仲間があり、その者の名前を聞き出す必要があると考えており、甲のいない場所にVを連れて行ってさらに聞き出そうと考えて、VをV車の助手席に乗せて、自ら運転して近くのY港に連れて行った。
- Y港に到着した後、乙は一人で抵抗できないVを車外に連れ出して、顔面や頭部を手拳で殴打し、倒れたVの頭部を数回蹴ったところ、Vは意識を失った。
- (5) その後、乙はVをその場に放置したまま、迎えに来た仲間とともに現場を立ち

去った。乙は立ち去る際V車の車内にあったVの財布から現金1万円を抜いて持ち去った。

(6) VはX公園での暴行により顔面挫傷、頭部切傷などの傷害を負い、Y港での暴行後、病院に運ばれたが急性硬膜下出血により死亡した。解剖の結果Vの死因となった急性硬膜下出血は頭部を蹴られたことによって生じたと判明したが、X公園、Y港のいずれの暴行から生じたのか、両者があいまって生じたのかは判明しなかった。

II 次の【事例】を読み、後記の〔設問〕について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい。

【事例】

- (1) 甲は、コンビニエンスストアAにおいてパンなどの商品を万引きし、持参していたショルダーバッグに入れていた。同店内において、その様子に注意を払っていたAの店員Cは、不審に思い、そそくさと立ち去ろうとする甲に対し、甲が肩から掛けているショルダーバッグを手でつかんで声をかけた。甲は、Cに対し、「引っ込んでろ。その手を離せ。」と言ったが、Cは、甲のショルダーバッグをつかんだまま、甲が店外に出られないように引き止めていた。
- (2) その頃、同店に買物に来た乙は、過去に一緒に万引きをしたことのあった友人甲が店員のCともめている様子を見て、甲が同店の商品をショルダーバッグ内に盗み入れてCからとがめられているのだろうと思い、甲に対し、「またやったのか。」と尋ねた。甲は、自分がこの場から逃げるために乙がCの反抗を抑圧してくれるることを期待して、乙に対し、うなずき返して、「こいつをなんとかしてくれ。」と言った。乙は、甲がショルダーバッグ内の商品を取り返されないようにしてやるために、Cに向かってナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）を示しながら、「離せ。ぶっ殺すぞ。」と言い、それによってCが甲のショルダーバッグから手を離して後ずさりした隙に、甲と乙は、同店から立ち去った。

〔設問〕 【事例】における甲および乙の罪責について、以下の(1)および(2)に言及しつつ、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

- (1) 乙に事後強盗罪の共同正犯が成立するとする立場から、その論拠を示しなさい。
- (2) 乙の罪責は脅迫罪にとどまるとする立場からは、(1)の見解に対してどのような批判が可能かを示しなさい。
- (3) 最終的に、乙にはどのような罪責が認められるか、自己の見解を明らかにしつつ、論じなさい。